

本市の対応変更方針

1. 外出について

市民に対し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践の継続について協力を要請。その際、特に次の内容について協力を要請。

【協力要請の内容】

1. 接待を伴う飲食店など、これまでにクラスターが発生した施設や「三つの密」を避けること
2. 不要不急のレジャーなど、府県をまたいだ移動を控えること

「新しい生活様式」の実践例

- ①身体的距離の確保（人との間隔はできるだけ2m確保）
- ②マスクの着用（症状がなくてもマスクを着用）
- ③手洗い（家に帰ったらまず手や顔を洗う。手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う）
- ④在宅勤務（テレワーク）等の取組みを推進
- ⑤「大阪コロナ追跡システム」への登録・利用 など

2. イベントの開催について

全国の緊急事態宣言終了日までは、規模を縮小した開催の協力を要請。

- ・市主催のイベント・会議等は、全国の緊急事態宣言終了日までは、規模を縮小して開催。

屋内：100人以下、かつ定員の半分以下の参加人数

屋外：200人以下、かつ人との距離を十分に確保

- ・民間主催のイベント等への自粛要請は解除するが、イベントの主催者に対し、下記を要請。

※イベントの開催にあたっては、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。

※適切な感染予防対策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することもある。

- ・全国の緊急事態宣言終了日翌日以降、大規模な催物の開催は、リスクへの対応が伴わない場合、自粛の協力を要請。

3. 施設の休館と学校施設開放事業の休止

★引き続き、令和2年5月31日（日）まで休止する施設

- ・ウェルネスフォレスト三日市
- ・市民総合体育館のトレーニングルーム

★令和2年5月23日（土）から準備ができ次第開館する施設

国・大阪府や業界団体の感染予防のガイドライン等に基づき、適切な感染防止対策を実施すること。

不特定多数の者が利用する施設では「大阪コロナ追跡システム」（5月下旬構築予定）を導入すること。

また、施設ごとに制限内容を設けるとともに、段階的な開館方法も採用することとし、利用者以外の進入などの対策も講じる。

開館する施設において、イベントの自粛によるものや学校休業期間の変更に伴う予約分のキャンセルについては、利用料金を徴収しない。

- ・福祉センター錦溪苑 ・くすのかホール ・あやたホール ・ノバティホール
- ・三日市市民ホール ・旧三日市交番 ・市民交流センター キックス
- ・文化会館ラブリールホール ・林業総合センター木根館
- ・滝畑ふるさと文化財の森センター ・みのでホール(日野コミュニティセンター)
- ・市民公益活動支援センター(るーぷらざ) ・障がい者福祉センターあかみね
- ・公民館(千代田、川上、南花台、三日市、天野、高向、加賀田、天見)
- ・子ども・子育て総合センターあいっく 子ども交流ホール・わくわく広場
- ・学校施設(屋内・屋外施設) ・武道館 ・市民総合体育館(トレーニングルーム以外)

4. 市内小中学校と幼稚園の臨時休業

★引き続き、令和2年5月29日（金）まで

※ただし、安全確認等のため15人程度による登校日を設定する。

なお、小学校6年生及び中学校3年生については、授業を行う日を設ける。

★小中学校を令和2年6月1日から学校再開

① 6月1日（月）～6月12日（金）まで

- ・小中学校全学年で1学級20人程度の分散登校・短縮授業により行う。
- ・給食は6月9日から実施する。
- ・学校行事、部活動は実施しない。

② 6月15日（月）～

- ・通常授業を実施する。
- ・部活動を実施する。

★三日市幼稚園を令和2年6月1日から再開

★千代田台こども園の1号認定子どもの登園を令和2年6月1日から再開

※感染症対策の徹底は継続する。

5. 市職員交替制勤務について

緊急事態宣言の解除を受け、交替制勤務の期間は、5月23日（土）までとする。これに伴い、在宅勤務を終了する。

また、職員の毎朝の検温、職場の消毒、マスク着用の励行等は継続して実施する。